2021年夏季・一時金要求に関する交渉

1. 交渉経過

第1回交渉

日 時:令和3年5月18日(火) 18:19~19:15

場 所:市役所4階 入札室

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長 他4名)

市側 (総務部長、人事課長、人事課長代理)

交渉内容: 2021年夏季・一時金要求、人員要求に関する主旨説明、基本姿勢の確認、など

第2回交渉

日 時:令和3年5月27日(木) 18:11~18:15

場 所:市役所4階 入札室

参加者:組合側(執行委員長、副執行委員長 他4名)

市側(総務部長、人事課長、人事課長代理)

交渉内容: 2021年夏季・一時金要求に対する回答

2. 交渉結果

組合要求事項 市側最終回答 1. 夏季一時金として、全職員に 2. 61 ヵ 1. 夏季一時金については、期末手当 1.275 月プラス一律 35,000 円を支給すること。 か月、勤勉手当 0.95 か月の計 2.225 か月と する。 2. 人事評価制度は、職場支配・職場分断・ 2・3 人事評価制度については、今後とも 職員間競争ではなく、人材育成・市民サ 十分な労使協議を行い、一方的実施はしな ービス向上を目的としたものにするこ い。人材育成に資するため、必要な協議は と。また、賃金・一時金反映は中止する 十分に行っていくが、地方公務員法の規定 こと。 に基づき、人事評価制度に関する実施要領 3. 人事評価制度については、 のとおり、評価の処遇反映及び評価結果の ①係員については業績評価を中止するこ 活用を行っていく。 ②公平・公正性の確保、客観性・合理性の ある評価基準の確立、評価結果の詳細の 本人への開示、部局単位での評価結果の 公表を行うこと。 ③結果に対する苦情の申し出や修正等の権 利保障を行うこと。 ④目標設定にあたっては、個人面談ではな く、職場会議を行うこと。 ⑤人事評価制度の見直しについての労使協 議を実施すること。 4. 一時金における職務・職階給などによ 4 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止 る差別支給制度は撤廃し、全職員に一律 する考えはない。 大幅増額をすること。 5 勤勉手当を廃止する考えはない。 5. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて 期末手当のみで支給すること。 6. 再任用職員、会計年度職員の一時金に 6 再任用職員の夏季一時金については、期 ついても、職員と同様に支給すること。 末手当 0.725 か月、勤勉手当 0.45 か月の計 1.175 か月とする。会計年度任用職員の夏 季一時金については期末手当 1.275 か月と する。 7. 育児休業中の職員に、一時金を全額支 7 育児休業中の職員の一時金については、 給すること。および、いかなる不利益扱 現行どおりとする。 いもしないこと。 8. 夏季一時金は、6月30日までに一括 8 夏季一時金の支給日は、6月30日とす

支給すること。	る。
9. 夏期特別休暇は8日に復元すること。	9 夏季特別休暇については、6日とする。
	取得については、昨年同様 1 日単位とす
	る。なお、夏季期間中の半休等は年次休暇
	で対応していただきたい。
10. サービス残業をなくすこと。超過勤務	10 サービス残業は違法であり、根絶するま
を行った際には、適正な処理をすること。	で指導の徹底を図る。超過勤務の適正処理
	は当然のことであり、そのために必要なこ
	とは引き続き努力する。
11. 日本国憲法を堅持し、国民主権・恒久	11 現憲法を遵守していく姿勢に変わりはな
平和・民主主義・基本的人権の尊重・地	い。今後とも地方自治の本旨に基づいた行
方自治等の日本国憲法の理念・原理を国	政運営に努める。
民のくらしに生かすこと。	